

盛岡広域振興局長告示第56号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和2年10月2日

盛岡広域振興局長 泉 裕 之

短期入所

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0311600134	クラフト．ラボ	滝沢市大釜土井尻124番地4	令和2年7月31日